

那須塩原市長 様

那須塩原市特殊詐欺撃退機器貸与申請書

那須塩原市特殊詐欺撃退機器の貸与の申請をします。申請にあたっては、裏面の特殊詐欺撃退機貸与に伴う誓約事項に同意します。

ふりがな				性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
氏名					
住所	〒 那須塩原市				
電話番号					
生年月日	年	月	日	年齢	歳
世帯構成	* 該当する番号を○で囲んでください。 1 65歳以上のひとり世帯 2 全員が65歳以上の世帯 3 日中は65歳以上のみとなる世帯				

- 1 申請後に、市で内容を審査し、貸与の可否を決定します。審査結果は、貸与決定（不可）通知書により通知します。
- 2 機器の貸与期間は、機器を設置した日から1年間となります。
- 3 機器の設置は、市職員などが訪問して行います。

【同意書】

本申請書の提出にあたり、那須塩原市が私及び私の世帯の住民登録情報を確認することに同意します。

* この申請書の個人情報情報は機器の貸与に係る審査以外には利用しません。

氏名 _____ (印)

* 担当課処理欄

受付	審査結果	不可の理由	審査者
	可 ・ 不可		
機器の設置日	年	月	日
		貸与機No.	

問い合わせ先 那須塩原市交通防犯課くらし安全安心係
 電話番号 0287-62-7126

特殊詐欺撃退機貸与に伴う誓約事項

- 1 特殊詐欺撃退機器（以下「機器」という。）は、振込め詐欺等の特殊詐欺被害を防止するために使用し、その他の目的には使用しません。
- 2 機器は私自身の責任において大切に使用します。
- 3 機器を第三者へ譲渡・転貸・売却しません。
- 4 市の区域外で機器を使用しません。
- 5 機器に不具合や誤作動等が生じた場合は、直ちに市へ連絡します。
- 6 通話料、機器の使用に係る電気代、機器の機能を使用するためのナンバーディスプレイ加入料等、機器の設置に関し発生する費用は全て私が負担します。
- 7 万一、私の過失により機器を破損（経年劣化による場合を除く。）・紛失した場合には、市が提示する実費（修理又は再購入価格相当分）を負担します。
- 8 使用期間が満了したとき、死亡、転出その他の理由により機器を使用しなくなったとき、及び機器が不要となったときは、速やかに市に返還します。
- 9 機器に録音された音声は警察の犯罪捜査上必要な時は、提出します。
- 10 事業効果の測定を目的とする市のアンケート調査に協力します。